

## 伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会を設置するものとする。

### 記

- 1 名 称 伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第 109 条及び伊豆市議会委員会条例第 5 条
- 3 目 的 議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与するために調査研究を行う。
- 4 委員の定数 6 名
- 5 調査期間 設置の日から平成 25 年第 4 回定例会会期終了まで